

当院での抜歯基準について

当院では、出来るだけ「歯を削らない、抜かない治療」を目指した診療を日々行っております。しかしながら、下記の理由により、保存することによるデメリットがメリットを上回ると推測された場合、やむを得ず抜歯を提案させていただく場合があります。

〈基本的に早期の抜歯を提案する症例〉

1) 噛めない状態が続いている歯

その部位で噛めないために、他の部位で食事をするようになります。

そのことにより、反対側の健全な歯が負担過重になり本来の歯が持っている寿命を縮めてしまいます。

2) 上下に歯が動いている、動かすと痛い、などの症状がある歯

根尖部または根の周囲に骨吸収があり、垂直的に動揺が出た歯は、改善の見込みがありません。

3) 割れている歯

クラック（ひび割れ）が原因で炎症が起こっている、あるいは排膿がある歯は、早期に抜く必要があります。

4) 保存することにより、隣接した歯に悪影響を及ぼす危険性が高い歯

根尖周囲の骨に病変があり、その歯を保存することにより隣にある歯の周囲の骨や歯肉に悪影響を及ぼしていると診断された場合、隣接歯を守るために抜歯が必要です。

5) インプラントを前提とした抜歯

インプラント治療の予後の成否には埋入時の骨の状態が大きく関与します。そのため、インプラント治療を前提とした場合、より残存骨の状態を良い状態にするために抜歯を行います。

6) 前方の歯に虫歯や腫れなどを起こす原因となっている親知らず

中途半端な位置にある親知らずは前方の歯に虫歯を作るだけでなく、ブラッシングが行き届かないと大きく顔が腫れる、智歯周囲炎を起こすことがあります。

〈二次的に抜歯が必要となる症例〉

1) 中等度以上の歯周病に罹患した歯（緊急性のないもの）

2) 部分入れ歯の製作にあたり障害となる歯

3) 口腔内を清潔に保つために障害となる歯

4) 過去に何度か症状が出た歯

5) 挺出、傾斜などにより正常な咬合を阻害する歯

6) その他

上記の内容につき説明を受け同意いたします

自署

年 月 日